

国の留保からの配分等について

令和 5 年 11 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、各管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

（１）まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合

（２）まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにさんま

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合

（３）融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

（４）まさば及びごまさば太平洋系群、まいわし太平洋系群及びさんま

大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の配分量未利用分の国の留保への繰り入れ及び当該留保からの同漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の配分量未利用分の漁獲割当管理区分への追加配分に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

（５）すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に、漁獲可能量に 1 万トンを追加（いわゆる「大量来遊ルール」）し、またこれに伴い漁獲可能量の配分を変更する場合

（６）すけとうだら日本海北部系群

漁獲可能量の未利用分を、当該漁獲可能量の 5 % を上限に、翌管理年度に繰り越すことに伴い、漁獲可能量及びその配分を変更する場合

2 数量変更の内容

前回報告を行った第126回資源管理分科会（令和5年8月10日開催）以降、上記1に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1（1）に該当

まいわし太平洋系群（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年8月3日	留保からの追加配分	宮崎県	2,700 トン	3,700 トン	1,000 トン
		国の留保	60,500 トン	59,500 トン	-1,000 トン

1（2）に該当

まいわし対馬暖流系群（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年8月21日	留保からの追加配分	大中型まき網漁業	21,500 トン	24,000 トン	2,500 トン
		国の留保	14,900 トン	12,400 トン	-2,500 トン

1（3）に該当

まいわし対馬暖流系群（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年9月15日	融通	大中型まき網漁業	24,000 トン	27,000 トン	3,000 トン
		石川県	26,100 トン	23,100 トン	-3,000 トン

まいわし対馬暖流系群（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年10月19日	融通	大中型まき網漁業	27,000 トン	30,000 トン	3,000 トン
		石川県	23,100 トン	20,100 トン	-3,000 トン

1（4）に該当

さんま（令和5年管理年度）

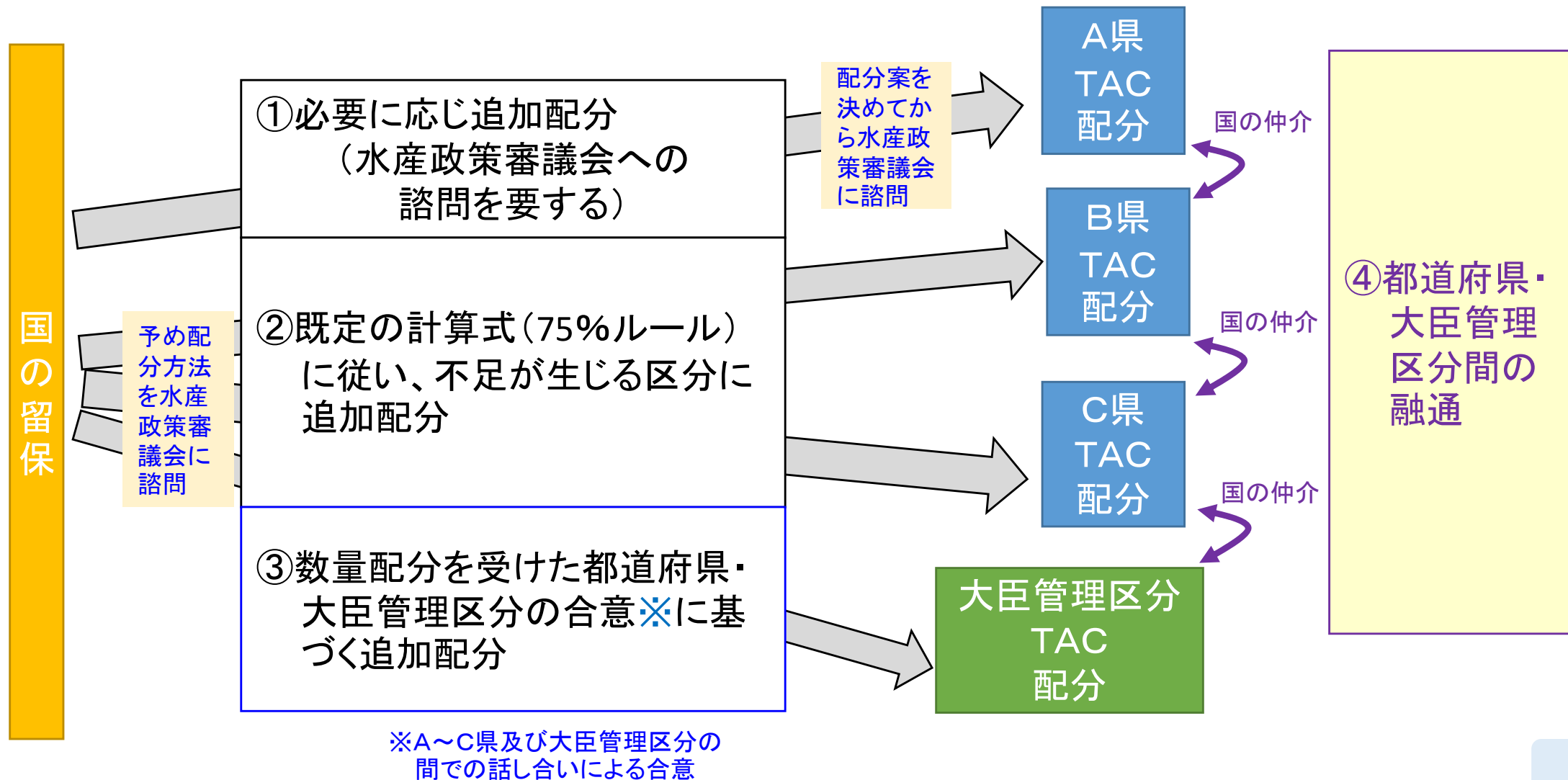
年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年8月21日	北太平洋さんま漁業（総量管理区分）における未利用分の繰入れ	北太平洋さんま漁業（漁獲割当管理区分）	96,620 トン	106,700 トン	10,080 トン
		北太平洋さんま漁業（総量管理区分）	10,080 トン	0 トン	-10,080 トン

（以 上）

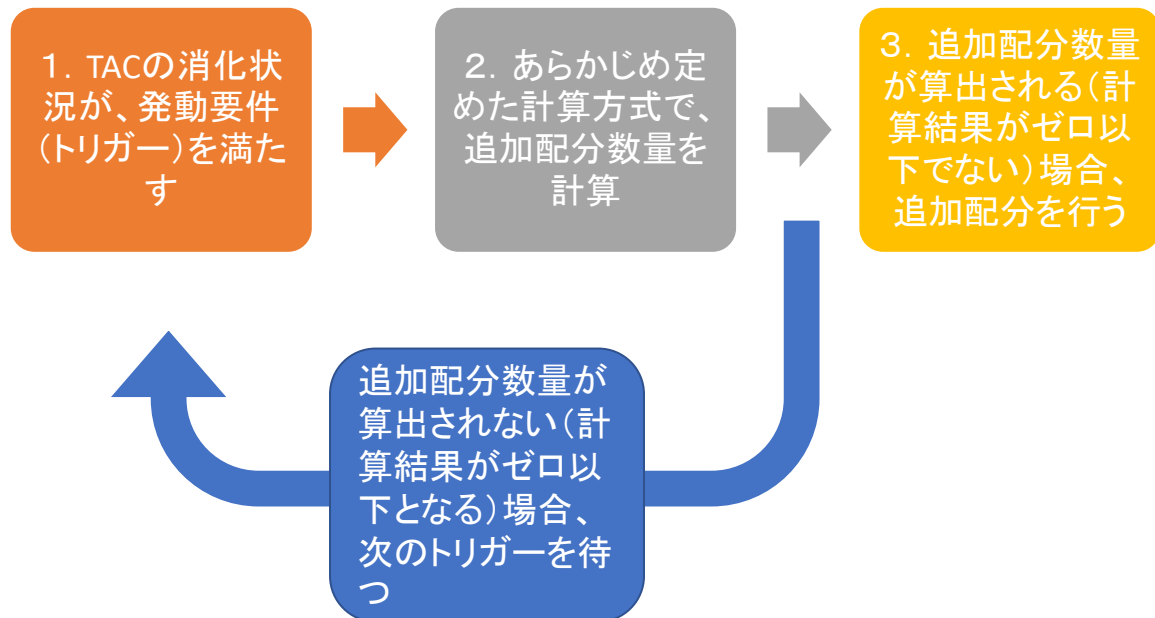
TAC配分の柔軟な運用について

(参考)

- 年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、国の留保を設けているほか、都道府県及び大臣管理区分間の融通を可能な範囲で行い、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和することとしている。
- 75%ルールの改善、話し合いによる留保からの配分など、より柔軟な運用に向け改善を重ねている。



基本的な流れ

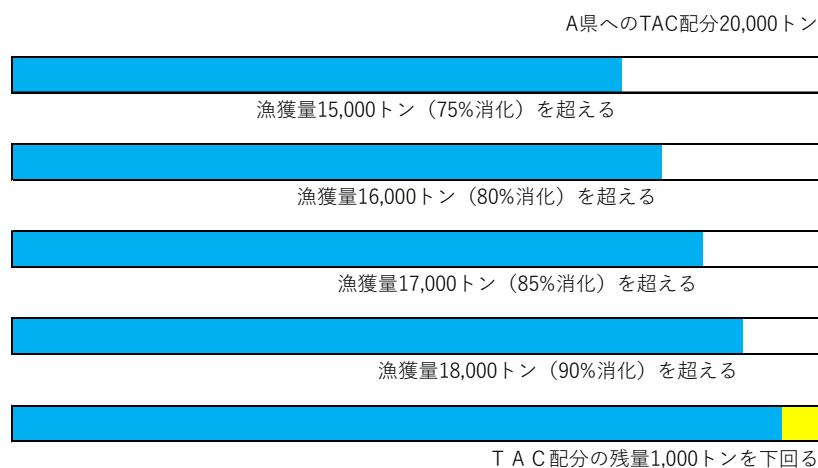


1. 発動要件（トリガー）について

● T A C 配分を受けた都道府県において、T A C 配分の消化率（配分数量に対する漁獲数量の割合）が、以下のいずれかに該当する場合、発動要件（トリガー）を満たすものとし、その日を「基準日」とする。

- 消化率が75%を超えた
- 消化率が80%を超えた
- 消化率が85%を超えた
- 消化率が90%を超えた
- 配分数量の残量が、1,000トンを下回った

(例)TAC配分(20,000トン)を受けているA県におけるトリガー



2. 追加配分の計算方式

- トリガーが満たされた場合、あらかじめ定めた計算方式で、追加配分数量を計算する
- ただし、1回に追加配分する数量は、当該都道府県の当初配分数量を上限とする

(例) A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮定の事例で計算
(管理期間1~12月)

【段階1】期間予測漁獲量を計算する(千トン未満切り上げ)

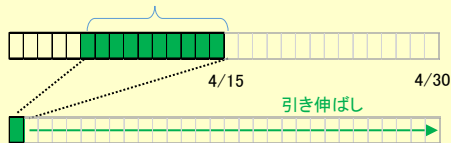
計算方式1: 期間予測漁獲量 = ① + ② + ③ = 22,800トン

① 1~3月実績値(基準日の属する月の前月まで)

12,000トン

② 4月分(基準日の属する月)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
1カ月分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

2,000トン ÷ 10日 × 30日 = 6,000トン

③ 5月分(基準日の属する月の翌月)

5月の過去5年の上位3平均 3,200トン × 特異率1.5 = 4,800トン

- ・過去5年の上位3平均の値を用いる
- ・特異率が1以上の場合、特異率を乗じる 特異率 = 1~3月実績値 / 1~3月の過去5年の上位3平均

2. 追加配分の計算方式 ~続き~

(例) A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮定の事例で計算
(管理期間1~12月)

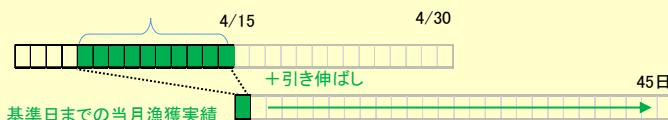
計算方式2: 期間予測漁獲量 = ① + ② = 24,000トン

① 4月15日までの実績値(基準日まで)

15,000トン

② 4月16日から45日間分(基準日の翌日から45日間)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
45日分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

2,000トン ÷ 10日 × 45日 = 9,000トン

【段階2】計算方式1と計算方式2の期間予測漁獲量を比較して、大きい方を用いる
(上記の場合は24,000トン)

【段階3】期間予測漁獲量から現在のTAC配分数量を引いて、追加配分数量を算定

⇒ この事例では追加配分数量が以下のとおり計算され、配分される

$$\begin{aligned} \text{追加配分数量} &= \text{期間予測漁獲量} - \text{現在のTAC配分数量} \\ &= \text{計算方式1・計算方式2のうちいずれか大きい方を用いる} \\ 6 \quad 4,000\text{トン} &= 24,000\text{トン} (\text{計算方式2の方が大きい}) - 20,000\text{トン} \end{aligned}$$